

3. 緊急時の対応

(1) 災害対策本部

- ① 次に示す「地震」「風水害」「原子力」災害における各 BCP 発動基準により BCP が発令された場合、副理事長を災害統括責任者（管理者）とする「災害対策本部」をケアステーションかけはし「こころ」1階事務室に立ち上げる。

なお、メンバーは事務長、施設長、施設長代理ならびに各管理責任者とする。

- ② 管理者および代替者は次のとおりとする。

管理者	代替者①	代替者②
災害統括責任者	災害統括副責任者	各管理責任者

(2) BCP 発動基準等

災害に関する情報の入手方法や地震、風水害、原子力災害による BCP 発動基準は次のとおりとする。

①災害に関する情報の入手方法

- ア) 緊急地震速報
- イ) 防災行政無線（貸出ラジオ）
- ウ) インターネット、テレビ、緊急告知 FM ラジオ
- エ) 長浜市防災危機管理局（TEL:0749-65-6555）
- オ) 湖北地域消防本部（[TEL:0749-65-0119](tel:0749-65-0119)）

②地震による BCP 発動基準

- ア) 長浜市周辺において、震度 6 弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案して、副理事長が必要と判断した場合。
- イ) 建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、LP ガス）の停止、通信手段の途絶、道路の寸断等による孤立化により通常の業務が継続し難いと副理事長が判断した場合。

③風水害による BCP 発動基準

- ア) 大雨警報（土砂災害）や洪水警戒が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、副理事長が必要と判断した場合。
- イ) 建物の一部倒壊、ライフライン（電気、水道、LP ガス）の停止、通信が遮断され、副理事長が必要と判断した場合。

④原子力災害による BCP 発動基準

- ア) 福井県にある原子力発電施設において原子力事故が発生し「施設敷地緊急事態」以上が発令され、副理事長が必要と判断した場合。（ただし、放射線の拡散状況において、屋内にとどまることが良いと判断される状況は除く。）

(3) 行動基準

被災時における個人の行動基準は次のとおりとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。

- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
安全が確保出来る状況になったら火災や建物倒壊の危険性が無い点検を行い、危険箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。
- ③ 利用者の生命維持・職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務を行う。また、災害状況に応じて事業の早期再開を検討する。

（４）法人内施設間の連携と外部機関との連携

優先事業の選定で休止になった事業の職員は、災害時の優先業務を行う。

- ① 外部機関と連携を図り人的及び物的支援を要請する。
 - ア) 長浜市防災危機管理局（TEL:0749-65-6555）
 - イ) 湖北地域消防本部（TEL:0749-65-0119）
 - ウ) 長浜市社会福祉協議会（TEL:0749-78-8294）

（５）情報発信

- ① 利用者の安否情報は家族へ速やかに行う。また、災害復旧が長期間に及ぶ場合は定期的に情報発信を行う。
- ② 施設や事業所の被災状況等をホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査すること。

（６）対応体制

災害時における対応体制は次のとおりとする。

- ① 情報班（施設長、施設長代理）
行政や外部機関と連絡をとり正確な情報の入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ副理事長に報告する。また、指示事項等を「かけはし LINE（緊急連絡用）」を使用して情報を共有する。利用者家族及び居宅介護支援専門員へ利用者の状況等を連絡する。
- ② 消火班（居宅介護支援専門員）
地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際は消火に努める。
- ③ 応急物資班（生活介護職員）
食料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う。
- ④ 安全指導班（通所介護職員）
利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。施設長（施設長代理）の指示があれば利用者の避難誘導を行う。
- ⑤ 救護班（訪問介護職員）
負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う。
- ⑥ 地域班（事務職員）
地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備や対応する。

(7) 対応拠点

- ① 第1拠点 ケアステーションかけはし 通所介護施設「こころ」 事務所
- ② 第2拠点 ケアステーションかけはし 生活介護施設「友輪」
- ③ 第3拠点 ケアステーションかけはし 「あさひ」

(8) 安否確認

① 利用者の安否確認

【開所中に被災した場合】

生活相談員等や看護職員、介護職員は利用者の安否確認を行い災害対策本部へ報告するとともに、「かけはし LINE (緊急連絡用)」に情報を共有する。なお、負傷者がいる場合は応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。

【閉所中に被災した場合】

利用者リストに基づき、電話にて独居利用者への安否確認を行う。その後、すべての利用者に対して安否確認を行う。支援の必要な利用者に対しては二次被害防止の観点から、まず消防署、警察棟へ連絡し、救助等の要請を行う。また、車道等のインフラの破損状況を十分踏まえ、車等での移動が可能と災害対策本部が判断した場合には、職員の安全に最大限配慮しつつ、利用者の支援を行う。

② 職員の安否確認

ア) 被災した直後、「かけはし LINE (緊急連絡用)」にて安否確認を行う。

イ) LINE が機能しない場合、電話連絡表にて管理者からリレー方式で職員に連絡する。

(9) 職員の参集基準

- ① 参集要員（事務長・施設長・施設長代理・各管理責任者）は、BCP が発動され災害対策本部が設置された時、自宅、家族の安全を確認・確保したうえで対策本部に参集するものとする。

(10) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	ケアステーションかけはし「友輪」 2階多目的室（利用者の居住空間）	ケアステーションかけはし「こころ」 2階多目的室（利用者の居住空間）
避難方法	階段（エレベーター利用は不可）	階段（エレベーター利用は不可）

【地震・風水害等により施設外へ避難を開始する判断基準】

- ① 長浜市より避難指示が出された時（ハザードマップでは当施設は周辺地域の中で浸水予想水位が最も低いため、倒壊等の恐れがない場合は当施設2階にとどまることが最も安全）
- ② 建物が倒壊しそうな時（内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しい時）
- ③ 災害対策責任者が危険と判断した時□

【施設外】

長浜市の指定避難所

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	山本山運動広場体育館（湖北町山本2868）	朝日小学校（湖北町山本1125） ※大雨時は避難不可
避難方法	リフト車や乗用車に分乗して搬送 ※車両損壊や道路の寸断等により自動車を使用できない場合は徒歩による避難	リフト車や乗用車に分乗して搬送 ※車両損壊や道路の寸断等により自動車を使用できない場合は徒歩による避難

（1 1）重要業務の継続

災害時の重要業務について、職員数に応じて次のとおりとする。

職員数	出勤率 10%	出勤率 30%	出勤率 70%	出勤率 90%
単独世帯への安否確認と状況把握	実施	実施	実施	実施
上記への食事回数	最低限	最低限	必要回数	通常
食事介助	必要な方	必要な方	必要な方	通常
排泄介助	必要な方	必要な方	必要な方	通常
入浴介助	清拭	清拭	清拭	通常

（1 2）職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
ケアステーションかけはし「こころ」 1階食堂	ケアステーションかけはし「こころ」 2階 リハビリ室

② 勤務シフト

災害時勤務シフト原則：職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成する。

(13) 復旧対応

① 破損個所の確認

震災等において下記の「建物・設備チェックシート」で破損状況を確認する。
破損を発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。

<建物・設備の被害点検シート>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧

業者名	連絡先	業務内容
有) 中川ガス	0749-78-0016	ガス・エアコン・水回り等修理
有) 北川自工	0749-63-2131	自動車関連の修理
岐建 (株)	0749-22-0950	建物躯体修理
材信工務店	0749-62-6076	建物躯体修理
株) エレケア	03-5826-7161	エレベーター (こころ) 修理
フジテック (株)	075-320-5300	エレベーター (友輪) 修理
セコム (株)	0749-64-0819	警備保障
関西電力 (株)	0800-777-8810	電力供給
(株) 滋賀銀行高月支店	0749-85-2121	金融支援
井口則男	0749-50-9473	太陽光設備保守管理
(株) ブルーム	0749-64-4005	保険会社代理店
(株) グリップス	0749-64-5510	携帯電話代理店 (NTT ドコモ)

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取次対応）

- ア) 災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して逐次情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査する。
- イ) マスコミに対しては、長浜市記者クラブへ情報提供を行う。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

今後、長浜市社会福祉協議会、湖北地域介護サービス事業者協議会、長浜米原しょうがい者自立支援協議会等の他団体との連携協議を検討していく。

② 連携協定書の締結

現時点（令和5年4月1日）において、連携協定書の締結はない。今後、地域のネットワーク等の構築・参画していく。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
連携先なし。今後に向けて検討。		

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
医療法人社団江村医院 （代表は当法人の理事長）	0749-79-0007	医療的ケア

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
連携先なし。今後に向けて検討。		

(2) 連携対応

① 事前準備

現時点（令和5年4月1日）において、連携協定書の締結はない。今後検討していく。

② 共同訓練

現時点（令和5年4月1日）において、連携協定書の締結はない。今後検討していく。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

長浜市社会福祉協議会、湖北地域介護サービス事業者協議会、長浜米原しょうがい者自立支援協議会等から職員派遣の要請があった場合、当法人の状況を踏まえ職員の派遣を検討する。

(2) 福祉避難所としての役割

当法人は、平成25年3月28日、長浜市と「災害時における協力体制に関する協定」を締結している。災害時に長浜市の要請により、当施設に「福祉避難所」を開設しその運営を行う。

詳細は、つぎのとおり。

災害時における協力体制に関する協定

(趣旨)

第1条 長浜市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 芳醇会（以下「乙」という。）とは、長浜市内に災害が発生した場合の、要援護者等支援に関する協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象者)

第2条 この協定における避難支援の対象となる者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院に至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「対象者」という。）とする。

(協力の内容)

第3条 甲は、応急対策等に必要があると認めた時は、乙に対し次の事項について協力を要請するものとする。

- (1) 福祉避難所の開設及び運営
- (2) 福祉避難所への人材派遣及び物資供給・貸与
- (3) 福祉避難所への送迎
- (4) その他の協力要請事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、その緊急性を鑑み可能な範囲において協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

3 福祉避難所は、別表のとおりとする。

4 第1項の事項を適切に遂行するため、甲は福祉避難所の運営に必要な物資の調達及び人材確保並びに情報収集に努め、乙は協力体制の整備及び各種情報の収集・報告に努めるものとし、甲と乙は緊密な情報交換及び相互協力関係のもとに対象者への支援にあたるものとする。

(経費の負担)

第4条 前条の協力に要した経費のうち、予算その他法令の定めにより、所要の実費を甲が負担するものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし、甲が期間の延長をする必要があると認めるときは、乙との協議の上、開設期間の延長を行うことができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定に係る事務のため個人情報を取扱うに当たっては、別
記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。この協定の終了後
又は解除後においても、同様とする。


(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただ
し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申
出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものと
し、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名
押印の上、各自その1通を保有する。


平成25年3月28日

(甲) 長浜市長

藤井 勇 治 

(乙) 社会福祉法人 芳醇会

理事長

江村 芳 文 

6. 通所介護、生活介護 固有事項

(1) 平時からの対応

- ① サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握しておく。(携帯電話、メール等)
- ② 居宅介護支援事業所・コーディネーターと連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておく。
- ③ 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等) と良好な関係を築く。

(2) 災害が予想される場合の対応

- ① 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、居宅介護支援事業所・コーディネーターにも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- ② 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

(3) 災害発生時の対応

- ① サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所コーディネーターと連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。
- ② 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- ③ 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- ④ 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- ⑤ 帰宅が困難な利用者は、長浜市との協議の上、宿泊を検討する。

7. 訪問サービス固有事項

(1) 平時からの対応

- ① サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること。(携帯電話、メール等)
- ② 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておく。
- ③ 被災時に職員は利用者宅を訪問中又は移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や移動中の場合における対応方法を部署内で確認しておく。

(2) 災害が予想される場合の対応

- ① 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- ② 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

(3) 災害発生時の対応

- ① サービスの提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等への変更を検討する。
- ② 災害発生時に利用者宅を訪問中、または移動中の場合、災害対策本部に現状報告して指示を仰ぐ。
- ③ 居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には避難先においてサービスを提供する。

8. 居宅介護支援サービス固有事項

(1) 平時からの対応

- ① 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者についてあらかじめ検討の上、利用者台帳等にてその情報がわかるようにしておく。
- ② 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（携帯電話、メール等）を把握しておく。
- ③ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、利用者が他に利用している介護サービス事業所等）と良好な関係を築くこと。その上で災害時には安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行う。
- ④ 利用者が避難所へ避難した場合は、葉情報が参照できるよう利用者に対して「おくすり手帳」を持参するよう利用者に伝えておく。

(2) 災害が予想される場合の対応

- ① 訪問サービスや通所サービスについては、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について事前に情報共有し把握しておく。
- ② 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。
- ③ 自サービスについても、台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止や縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を確認しておくとともに、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族にも説明する。

(3) 災害発生時の対応

- ① 被害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が行えるよう居宅サービス事業所や地域の関係機関との連絡調整を行う。
- ② 利用者が避難所へ避難している際、サービスの提供が必要な場合が想定され、居宅サービス事業所や地域の関係機関と連携しながら利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- ③ 災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域の関係機関と調整を行う。

以上

2023年6月1日施行